平成２２年（フ）第３６７号
栃木県鹿沼市栄町１丁目５番地４　ハイツ光琳101、前住所栃木県宇都宮市野沢町187番地68
債務者　田渕　公次
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５００号
栃木県宇都宮市上戸祭３丁目７番28号、前住所栃木県宇都宮市簗瀬４丁目２番25号　ガーデンコート簗瀬805号
債務者　小牧　　修
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１６３２号
横浜市保土ケ谷区権太坂２丁目24番11―103号
債務者　松井　直美
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６４６号
大阪府高槻市大畑町21番１　シャルマンコーポ摂津富田724号室、申立時の住所京都市左京区修学院大林町１番地１　壱番館白川206
債務者　高山　春子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後４時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２９４号
静岡市駿河区敷地２丁目５番３号　グランメール敷地201号、旧住所京都市伏見区桃山最上町25番地　ヒルサイドヴィラタツミ200号
債務者　笹川　裕子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午後３時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４１号
相模原市中央区東淵野辺５丁目４番13―202号
債務者　若尾　　博
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４８８号
栃木県足利市毛野新町４丁目44番地　毛野団地４―110
債務者　新井　　博
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４８９号
栃木県足利市毛野新町４丁目44番地　毛野団地４―110
債務者　新井　惠子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４９２号
栃木県鹿沼市幸町２丁目６番２号、前住所栃木県日光市板橋1990番地151
債務者　久保　圭司
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４９５号
栃木県那須烏山市初音６番10号　菊地アパート３号
債務者　大橋ケイ子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１３８１号
神奈川県大和市南林間１丁目14番８号　コーポ春日Ａ棟202
債務者　白井美佐子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３８７号
静岡市駿河区大谷2268番地の２
債務者　杉山　　聡
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６１号
静岡市葵区上伝馬19番18―101号、前住所静岡市葵区松富１丁目１番４―402号
債務者　池谷　芳己
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６３号
静岡市葵区上伝馬19番18―101号、旧住所静岡市葵区松富１丁目１番４―402号
債務者　池谷　良枝
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部